

職場巡視チェックリスト導入事例調査結果報告書
(学校編【給食調理場を除く】)

平成21年3月

財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

目 次（学校編【給食調理場を除く】）

I. 職場巡視の必要性	3
II. 職場巡視にあたって	9
III. 職場巡視における衛生管理者、衛生推進者、産業医等の役割	17
IV. チェックリストの例	25
V. 職場巡視チェックリスト導入事例アンケート調査結果	31
・ 調査の概要	31
・ 調査結果の概要	32
・ 集計結果	47
・ 改善事例について	105
参考 職場巡視チェックリスト導入事例調査票及び記入要領	126
VI. 職場巡視チェックリスト導入事例現地ヒアリング調査結果	149
・ 滋賀県（教育委員会事務局、長浜養護学校）	150
・ 京都府（教育庁、田辺高等学校）	154
・ 仙台市（教育委員会事務局）	167
・ 横浜市（教育委員会事務局）	172

V. 職場巡視チェックリスト導入事例アンケート調査結果

職場巡視チェックリスト導入事例アンケート調査結果

調査の概要

1 調査の目的

地方公共団体の設置する学校での職場巡視の実施状況を把握し、その結果をもとに取り組み事例を紹介することにより、各団体の安全衛生活動の活性化を促進する。

2 調査対象

都道府県及び市区町村の教育委員会並びに都道府県又は市区町村の設置する小中学校（市区町村立に限る）、高等学校及び特別支援学校について、次のとおり抽出して調査を実施した。

① 教育委員会調査

都道府県教育委員会	全数調査
市区教育委員会	
町村教育委員会	抽出率 1 / 3

② 学校調査

上記①の教育委員会において、設置する学校のうちから下記のとおり抽出

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
職員数 50 人以上	全数	全数	工業高校 1 校抽出 その他の高校 4 校抽出 (該当が 4 校以下のときは全数)	1 校抽出
職員数 10 人～49 人	各市区町村教育委員会で、小・中いずれか 1 校抽出 (県立中学校は対象としない)		2 校抽出 (該当が 2 校以下のときは全数)	調査しない

3 調査基準日

平成 20 年 5 月 1 日

4 調査時期

平成 20 年 9 月

調査結果の概要

I 回答地方公共団体及び学校数

教育委員会における学校の安全衛生に関する取り組み状況、及び教育委員会をとおして学校の安全衛生管理体制及び職場巡視等の状況を調査し、全国の1,857(平成20年9月1日現在)の地方公共団体から抽出した1,188の教育委員会を調査し、そのうち、594団体から回答を得た。

団体種別	対象団体数	抽出団体数	回答団体数	回答率(%)
都道府県	47	47	39	83.0
政令指定都市	17	17	12	70.6
市(政令指定都市を除く)	766	766	377	49.2
特別区	23	23	16	69.6
町村	1,004	335	150	44.8
合計	1,857	1,188	594	50.0

回答のあった594団体における学校数の合計は19,304校で、このなかから抽出した1,208校のうち、1,139校について回答を得た。

		市区町村 立小学校	市区町 村立中 学校	高等学校		特別支 援学校	計	
				(①+②)	工業科 ①			その他 ②
教職員 50人以上	全学校数(A)	87	137	2,310	306	2,004	603	3,137
	抽出数(B)	87	137	269	47	222	58	551
	回答数(C)	76	123	250	45	205	54	503
	回答率(C)/(B)	87.4%	89.8%	92.9%	95.7%	92.3%	93.1%	91.3%
教職員 10~49人	全学校数(A)	9,731	4,596	943	49	894	139	15,409
	抽出数(B)	553		104	104			657
	回答数(C)	381	157	98	9	89		636
	回答率(C)/(B)	97.3%		94.2%	94.2%			96.8%
教職員 9人以下	全学校数	680	74	3	0	3	1	758
規模計	全学校数(A)	10,498	4,807	3,256	355	2,901	743	19,304
	抽出数(B)	777		373	373		58	1,208
	回答数(C)	457	280	348	54	294	54	1,139
	回答率(C)/(B)	94.9%		93.3%	93.3%		93.1%	94.3%

II 教育委員会調査の結果

1 安全衛生管理体制について

23.3%の団体において、学校を統括した衛生委員会（学校単独で設置しているものではないもの）を設置しており、都道府県及び特別区において設置している割合が高い一方で、政令指定都市を除く市及び町村では、設置割合は低くなっている。

団体種類	設置している					計	設置していない	無回答
	全部の学校を統括した衛生委員会を設置している	全部ではないが、複数の学校（例えば全小学校など）を統括した衛生委員会を設置している	教育委員会全体を統括した衛生委員会を設置している	首長部局の事業場も含めた衛生委員会を設置している				
都道府県	9 (23.1)	1 (2.6)	17 (43.6)	0 (0.0)	25 (64.1)	14 (35.9)	0 (0.0)	
政令指定都市	2 (16.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	0 (0.0)	6 (50.0)	6 (50.0)	0 (0.0)	
市（政令指定都市を除く）	39 (10.3)	4 (1.1)	28 (7.4)	34 (9.0)	104 (27.6)	271 (71.9)	2 (0.5)	
特別区	9 (56.3)	0 (0.0)	2 (12.5)	2 (12.5)	12 (75.0)	4 (25.0)	0 (0.0)	
町村	1 (0.7)	3 (2.0)	0 (0.0)	15 (10.0)	18 (12.0)	128 (85.3)	4 (2.7)	
合計（実数）	60 (10.1)	9 (1.5)	50 (8.4)	51 (8.6)	165 (27.8)	423 (71.2)	6 (1.0)	
合計（加重）	(6.9)	(1.7)	(5.6)	(9.1)	(22.4)	(76.0)	(1.6)	

注1) ()内は団体数の割合(%)である。

注2) 「合計（加重）」は町村分については抽出率をウエイト加重して求めた割合であり、教育委員会調査に係る以下の表においても同じ。

注3) 設置している団体の内訳は、複数回答あり。

なお、その委員会の開催状況をみると、「年5回以下」とした回答が83.1%を占め、審議事項としては「健康診断結果について」「メンタルヘルス対策について」「職員の健康増進活動に関する計画について」が多い。

2 職場巡視の実施状況

(1) 実施状況

教育委員会事務局又は首長部局が中心となって学校の職場巡視を実施した団体は12.5%であったが、政令指定都市及び特別区においては、半数の団体で実施されていた。また、巡視を行った者については、教育委員会におかれた衛生管理者や教育委員会の衛生委員会の委員が行ったとする回答が多い。

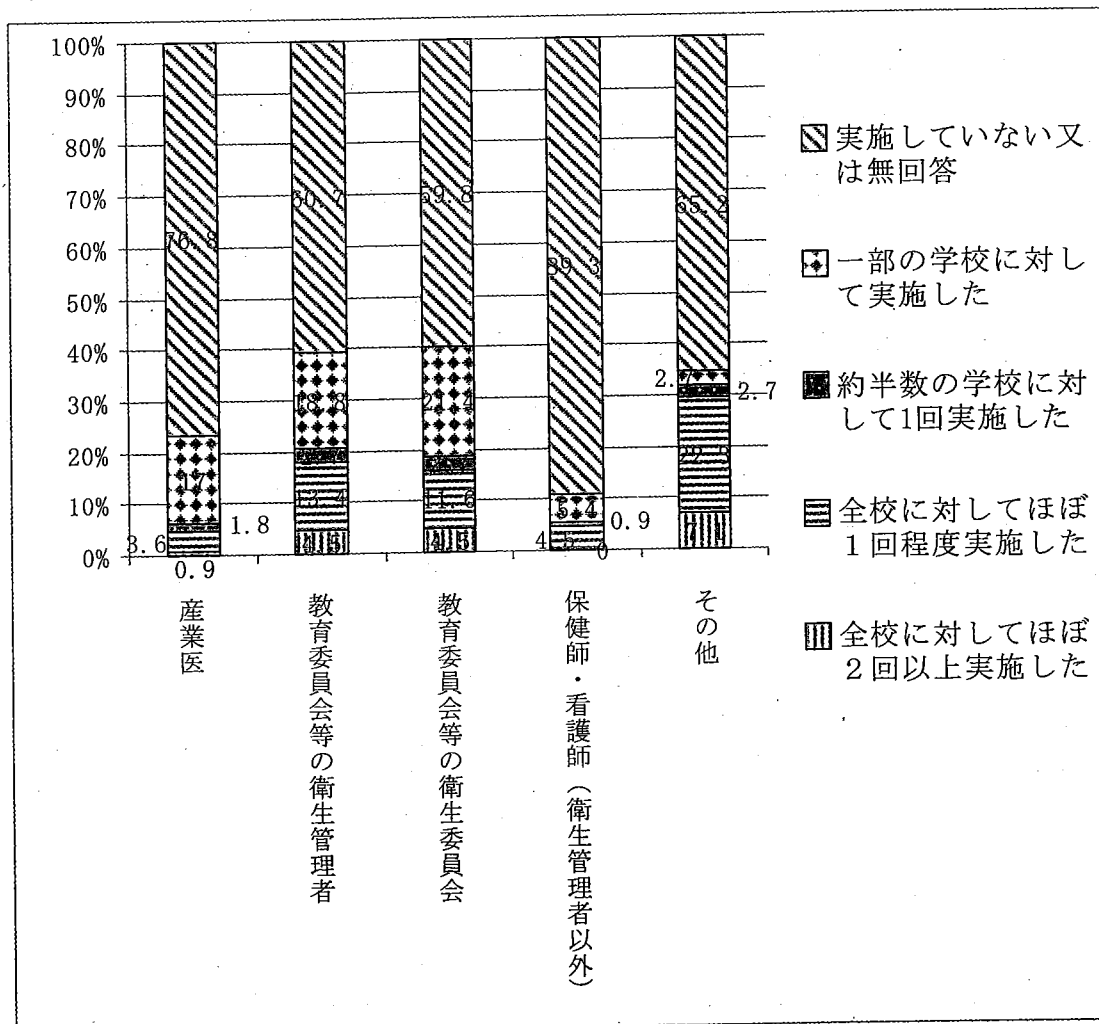
昨年度、学校の職場巡視を実施した団体（教育委員会等が中心となって行った者に限る）

団体数（（ ）内は%）

		実施した	実施していない	無回答	合計
団体種類	都道府県	3	35	1	39
	政令指定都市	6	6	0	12
	市（政令指定都市を除く）	53	321	3	377
	特別区	8	8	0	16
	町村	14	133	3	150
計（実数）		84	503	7	594
		(14.1)	(84.7)	(1.2)	
計（加重）		(12.5)	(86.0)	(1.5)	

昨年度の職場巡視実施状況

（職場巡視を実施した者にかかわらず、職場巡視を実施した団体数を100%とした場合の割合）



(2) 実施する理由

学校の衛生管理者等が職場巡視を行うべきとされているところを、教育委員会等が中心となって行っている理由を選択式で尋ねたところ、その回答は次表のとおりであった。

教育委員会が中心となって職場巡視を行っている理由

各学校で職場巡視を行っているが、教育委員会でも行うことにより、より一層の安全衛生の向上を目指す	53.6%
学校の規模（教職員数50人未満）により、労働安全衛生法上、学校で職場巡視を行う義務がない学校については、学校にかわって教育委員会が中心となって職場巡視を行っている	25.9%
学校の規模にかかわらず、すべての学校の安全衛生を均等に向上させるため、学校にかわって教育委員会が中心となって職場巡視を行っている	11.6%

また、他の目的と兼ねているか尋ねたところ、政令指定都市を除く市及び町村では「児童・生徒の安全確保及び教室等の環境衛生の維持を主たる目的として実施している」とした回答が半数以上であったが、都道府県及び政令指定都市では、教職員の労働安全衛生を専ら又は主たる目的として実施していた。

(3) 巡視項目及びチェックリスト

職場巡視の項目を定めている団体は、職場巡視を行っている団体の37.5%で、項目として回答の多かったもの及び回答した団体の構成割合は下表のとおりである。

職場巡視の項目で実施割合の高いもの（30%以上の回答があったもの）

(回答した団体の割合（ウエイト加重後）)

設備・作業環境等	室内の照明が適切であること	83.3%
	室内の換気が適切であること	71.4%
	室内の気温が快適であること	69.0%
	通路が明確で障害物がないこと	66.7%
	非常口に異常や障害物がないこと	64.3%
	トイレ及び洗面所が清潔であること	57.1%
	室内の湿度が適切であること	52.4%
	電線やケーブルが整理されていること	47.6%
	ロッカー及び快適な休憩室があること	45.2%
	教職員が過度な騒音に曝されていないこと	33.3%
	手すりや柵に異常がないこと	31.0%
作業方法等	地震・防災対策が適切に講じられていること	31.0%
	職場が清掃されていること	69.0%
	書類が整理整頓されていること	61.9%
	備品・道具が保管棚に整理されていること	50.0%
健康管理等	鋭利な器具の収納が適切なこと	35.7%
	長時間労働対策が講じられていること	38.1%

職場巡視の項目で実施割合の低いもの（回答率20%以下であったもの）

（回答した学校の割合（ウエイト加重後））

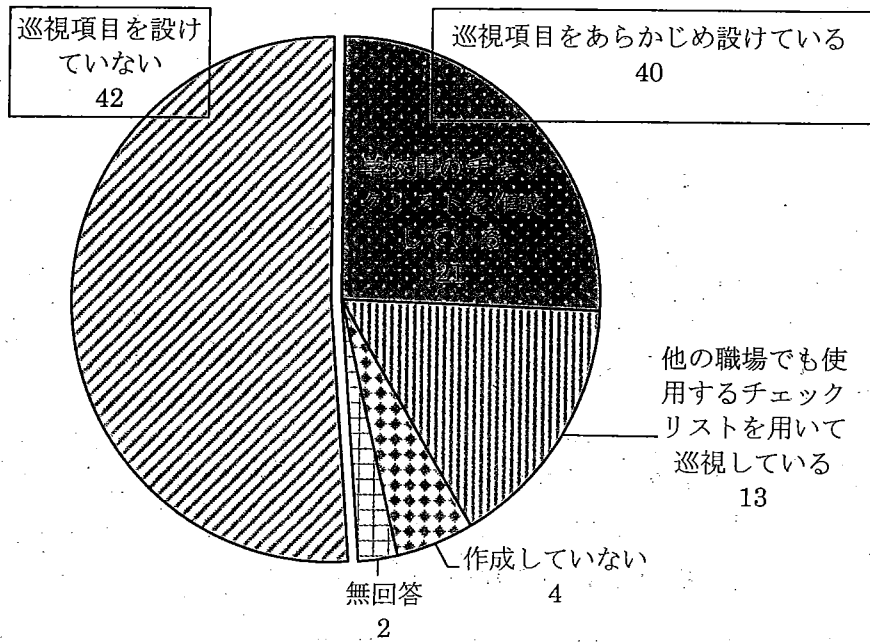
設備・作業環境等	交通安全の措置が適切に講じられていること	16.7%
	安全衛生の保護具の保管が適切なこと	16.7%
作業方法等	よく使う物品が手の届く範囲にあること	7.1%
	椅子に背もたれがあり座面の高さが調節できること	7.1%
	作業面の高さを肘高に調節していること	7.1%
	重量物を持ち上げる手段があり姿勢が適切であること	7.1%
	不自然な作業姿勢の者がいないこと	14.3%
	脚立や踏み台を適切に利用していること	14.3%
	健康管理等	職務が熟練度に応じて割り振られていること
	職場で体操が行われていること	4.8%
	昼食時以外に短い休息がとれていること	11.9%
	健康保持増進活動が行われていること	14.3%
	職務の指示内容が明確に理解されていること	14.3%
	ストレス対策が講じられていること	14.3%
	健康教育が行われていること	16.7%
	感染症対策が徹底されていること	16.7%
	職務の責任体制が明確であること	19.0%
	教職員が円滑に連絡を取り合っていること	19.0%

なお、職場巡視の項目を定めていると回答した40団体のうち、チェックリストを用いて巡視をしている団体は34団体（実数）であった。

巡視項目の設定の有無とチェックリストの有無

職場巡視を行っている団体の内訳

(団体数)



Ⅲ 学校調査の結果

1 安全衛生管理体制について

安全衛生管理体制の整備状況（設置、選任している学校数及びその割合（ウエイト加重なし））は、下表のとおりであった。教職員数50人以上であっても、小中学校においては整備率が低い傾向にある。文部科学省の昨年度の調査より整備率が高い傾向にあるのは、回収率の差によるものと考えられる。それでも、特に小中学校において労働安全衛生法で定められた安全衛生管理体制が整備されていない学校が多く見られ、早急な改善が望まれるところである。

なお、小規模の学校では衛生委員会の設置義務及び産業医の選任は義務付けられてはいないが、設置又は選任している学校も見られた。

設置、選任している学校数及びその割合

		小中学校	高等学校	特別支援学校	
大規模 (50人以上)	衛生委員会	135 67.8%	243 97.2%	49 90.7%	
	衛生管理者	159 79.9%	242 96.8%	51 94.4%	
	産業医	学校医と兼任	95	187	37
		その他	50	51	13
		小計	145 72.9%	238 95.2%	50 92.6%
	調査学校数(回答のあったもの)		199	250	54
小規模 (10~49人)	衛生委員会	91 16.9%	70 71.4%	— —	
	衛生推進者(衛生管理者)	401 74.5%	89 90.8%	— —	
	産業医	学校医と兼任	52	54	—
		その他	34	7	—
		小計	86 16.0%	61 57.1%	— —
	調査学校数(回答のあったもの)		538	98	—

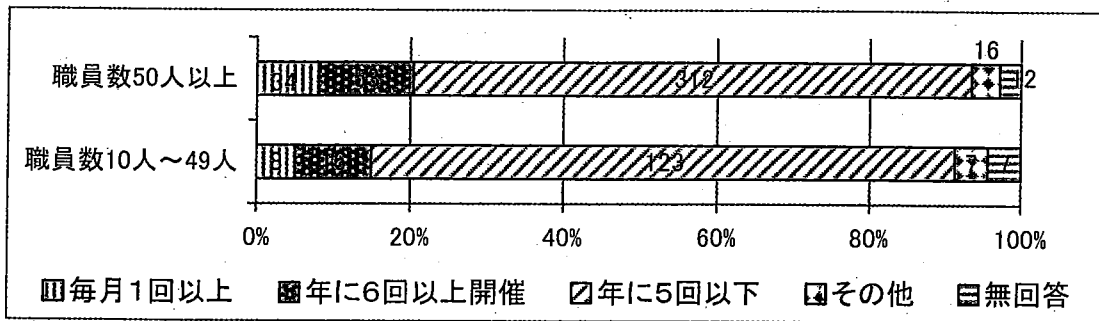
(1) 衛生委員会

設置義務があるにもかかわらず衛生委員会を設置していない学校もあったが、教職員数50人以上の学校で衛生委員会を設置していない理由としては、「教育委員会で衛生委員会を組織しているから学校には必要ないと考えていたため」とする回答が、未設置の学校の42.1%を占め多かった。調査基準日が5月1日なので、「調査基準日の時点では未設置であったがその後設置した」や「設置に向け準備中」とした回答もあった。

衛生委員会の開催状況では「年5回以下」がほとんどである。しかし、「事業者が講ずべき事業場の衛生対策の推進について事業者が必要な意見を聴取し、その協力を得るために設置運営されるもの」という衛生委員会制度の趣旨からすれば年5回以下では不足であり、労働安全衛生規則でも毎月1回以上開催することとされているところである。議題の設定や開催方法等を工夫して毎月1回以上開催することが望まれる。

衛生委員会の開催状況

(学校数)

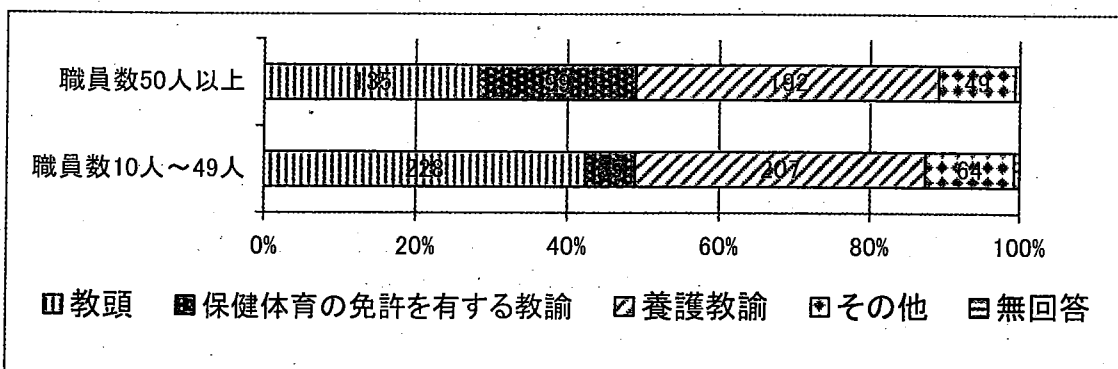


(2) 衛生管理者、衛生推進者

衛生管理者（又は衛生推進者）に選任している者については、教頭及び養護教諭が多い。「その他」としては、保健主事、事務長といった回答が多かった。養護教諭及び中学校又は高等学校の保健体育の教諭免許を有する者は衛生管理者免許を受けなくとも衛生管理者又は衛生推進者となる資格がある。そのため、衛生管理者を必ず選任しなければならない職員数50人以上の学校において、「保健体育の免許を有する教諭」の割合が高くなっているものと推測できる（衛生推進者にも資格が必要ではあるが、衛生推進者は、講習を受講することで資格を取得できるのに対し、衛生管理者免許の取得には試験に合格することが必要である。）が、単に資格があるから選任するというのではなく、実態として衛生管理者（又は衛生推進者）の職務を行うことができるものを選任することが大切である。

衛生管理者に選任している者

(学校数)



(3) 産業医

学校保健法の規定により、任命または委嘱された学校医が当該学校において産業医の職務を行う場合には、労働基準監督署（実際には地方公務員法第58条第5項の規定により人事委員会等）への報告義務が免除されている（労働安全衛生規則第13条第2項）ので、学校における産業医の資格要件の確認方法を尋ねたところ、「日本医師会認定産業医の認定証で確認」と回答した学校は33.6%にすぎなかった。

産業医を設置している全学校を100とした場合の割合（ウエイト加重後）

日本医師会認定産業医の認定証で確認	33.6%
その他の方法で確認	17.3%
不明（選任時の経緯がわからないなど）	41.8%
無回答	7.3%

注1）ウエイト加重とは、地方公共団体の抽出率及び団体内の学校の抽出率をウエイト加重した割合で、学校の調査に係る以下の表においても同じ。

「その他の方法で確認」の内容は、「本人に確認」や「地元医師会からの推薦」が多く、日本医師会の認定産業医等の産業医の資格を確認したうえで選任しているものが相当数あるとは考えられるが、学校長以下公立学校に勤務する職員が制度を正しく理解し、過去の経緯がわからなければ、その都度確認をすることが大事である。

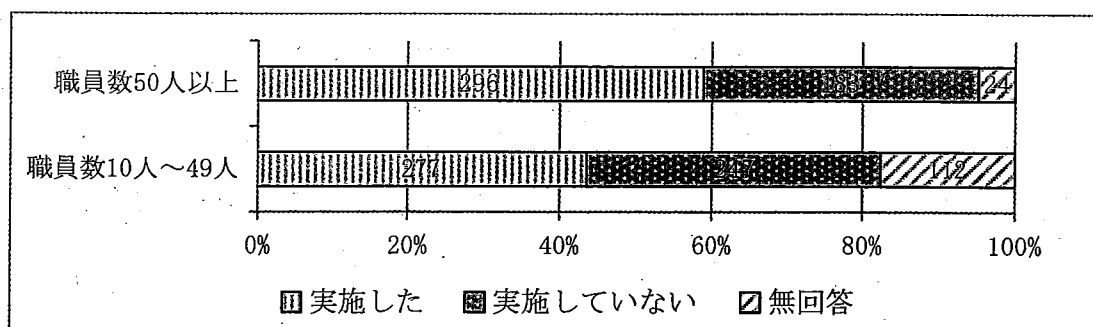
また、産業医の専門の診療科目をたずねたところ、「内科」が最も多く、産業医を選任している学校の82.9%を占めた。

注2）産業医の資格については「Ⅲ 職場巡視における衛生管理者、衛生推進者、産業医等の役割」に記載した。

2 職場巡視実施状況

(1) 職場巡視実施の有無

調査した1,139校（大規模503校、小規模636校）のうち、職場巡視を実施したと回答があったのは、大規模校296校、小規模校277校であった。



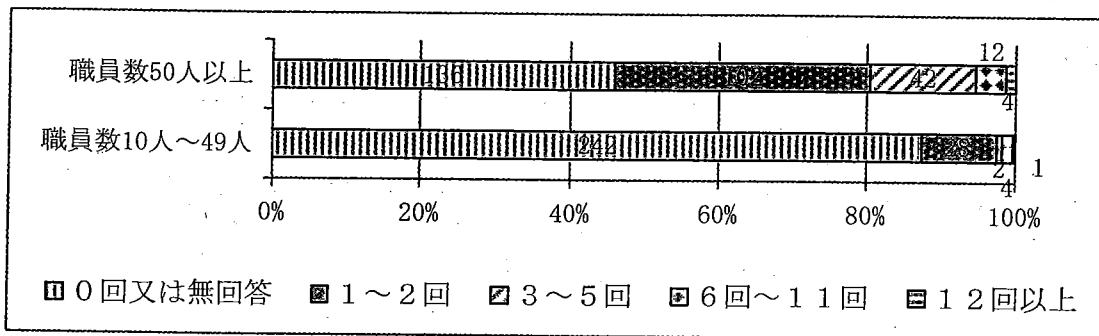
(2) 職場巡視実施回数

また、職場巡視を行った者ごとの職場巡視の回数を尋ねたところ、次の3つのグラフのとおりであった。なお、いずれのグラフも職場巡視を行っているとは回答した学校数(50人以上の学校は296校、10～49人の学校は277校)を100%としており、そのなかには産業医を選任していない学校、衛生委員会を設置していない学校を含む。

労働安全衛生規則では、産業医は少なくとも月1回、衛生管理者は少なくとも週1回、職場巡視を行うこととされているが、定められた回数を行っている学校は少ない状況で、より活発に職場巡視を行うことが求められる。

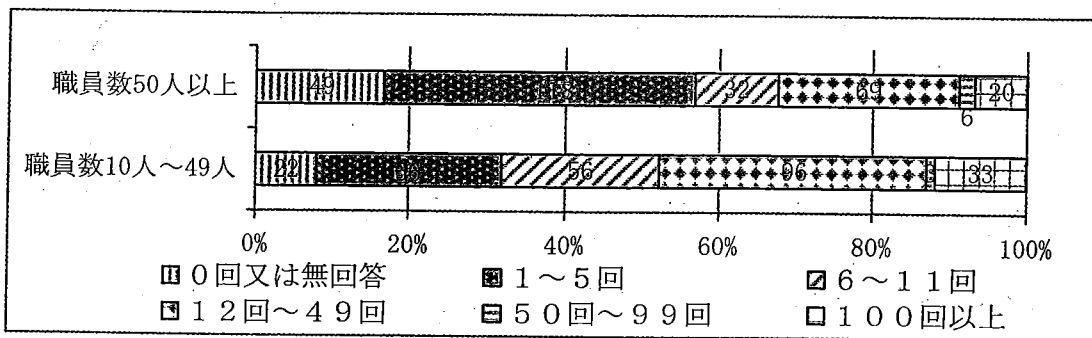
昨年度の職場巡視の回数 (産業医)

(学校数)



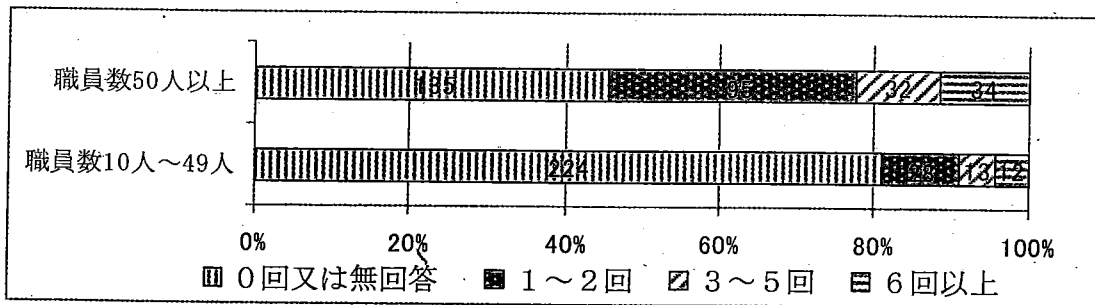
昨年度の職場巡視の回数 (衛生管理者又は衛生推進者)

(学校数)



昨年度の職場巡視の回数 (衛生委員会)

(学校数)

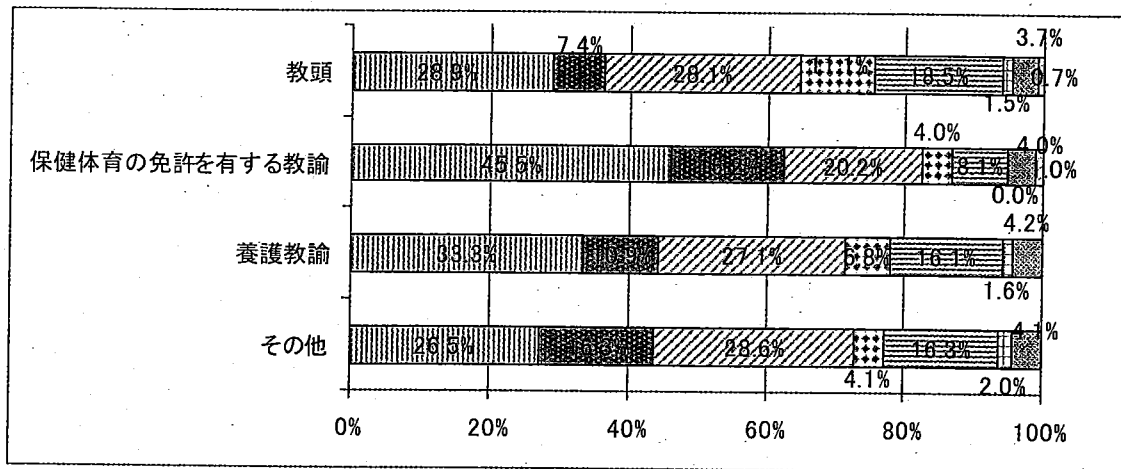


なお、衛生管理者又は衛生推進者に選任されている者について調査した（39頁参照）が、この衛生管理者又は衛生推進者の職場巡視の状況を選任された者の職種別に見ると、教頭が選任されている場合には職場巡視が比較的多く行われ、保健体育の免許を有する教諭の場合には巡視が行われていないことが多い傾向が見える。養護教諭及び中学校又は高等学校の保健体育の教諭免許を有する者は衛生管理者免許を受けなくとも、学校において衛生管理者又は衛生推進者となる資格がある。しかし、単に有資格者を名前だけ選任ただけで実態が伴っていない場合があるとすれば問題であり、校務分掌上最も適した者を選任することが望ましい。

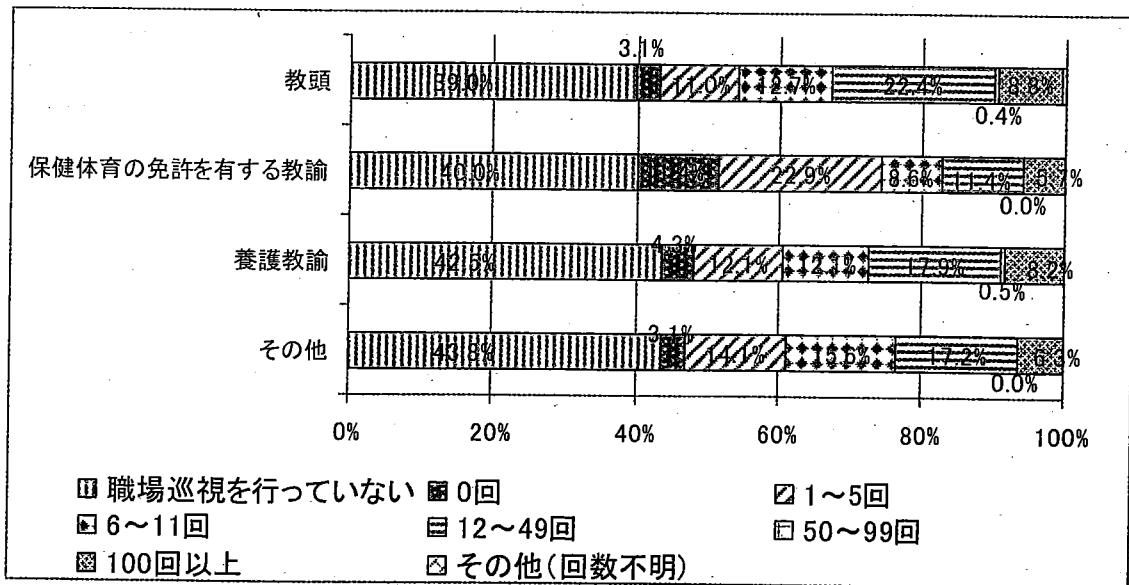
衛生管理者又は衛生推進者の職場巡視の回数（選任された者の職種別）

職員数 50人以上

(学校数の割合(ウエイト加重なし))



職員数 10~49人



□ 職場巡視を行っていない ■ 0回 ▨ 1~5回
 ▩ 6~11回 ▤ 12~49回 ▧ 50~99回
 ▦ 100回以上 □ その他(回数不明)

注1) 衛生管理者又は衛生推進者を選任している学校数を100とした場合の割合。回数は、衛生管理者又は衛生推進者が昨年度行った職場巡視の回数であり、回数0のものとは、衛生管理者(又は衛生推進者)は職場巡視を行わなかったが、産業医等、他の者が職場巡視を行っている場合等である。

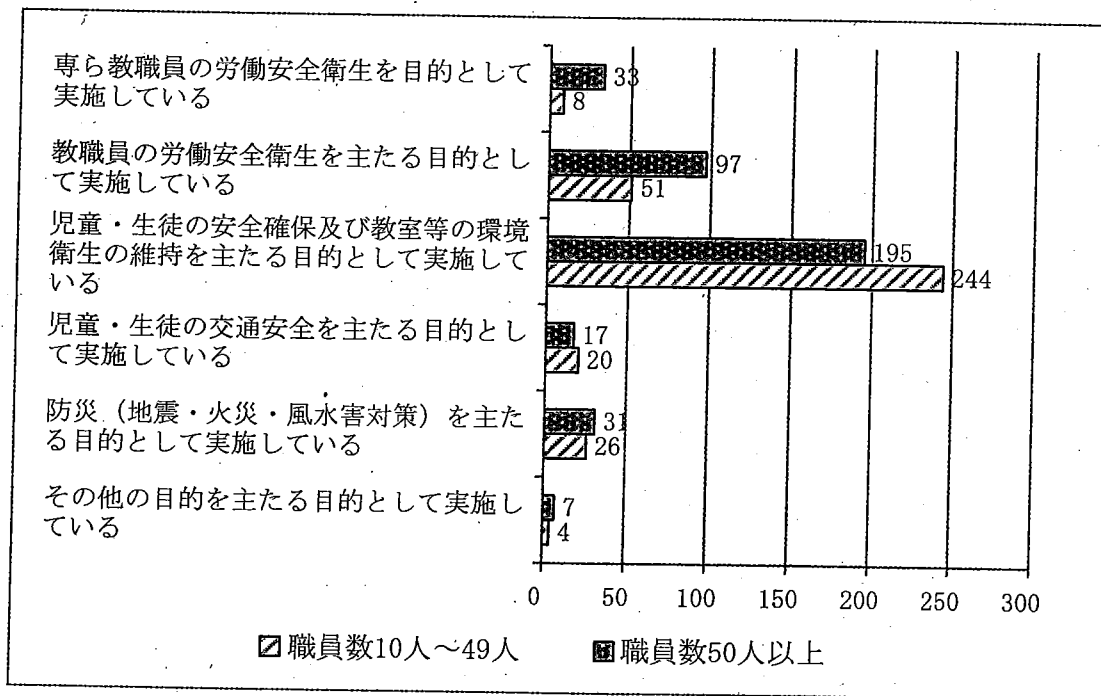
注2) 「その他(回数不明)」とは、「随時行っている」「必要に応じて行っている」等の数字以外で回答のあったものである。

(3) 他の目的と兼ねて行っているか

職場巡視の目的として、児童生徒の安全確保や教室の環境衛生の維持を兼ねて行っている学校が多い。

職場巡視を他の目的と兼ねて行っているか

(学校数)



50人以上は296校、10～49人は277校からの回答で、複数回答可

(4) 職場巡視の項目

職場巡視を実施していると回答した学校のうち、巡視のための項目をあらかじめ設けているのは約4割にあたる232校で、項目として回答の多かったもの及び回答の少なかったものは次表のとおりである。

職場巡視の項目で実施割合の高いもの（50%以上の回答があったもの）

（回答した学校の割合（ウエイト加重後））

設備・作業環境等	トイレ及び洗面所が清潔であること	90.0%
	非常口に異常や障害物がないこと	89.2%
	室内の照明が適切であること	86.2%
	手すりや柵に異常がないこと	80.8%
	通路が明確で障害物がないこと	78.1%
	飲料水の設備が清潔であること	73.3%
	室内の換気が適切であること	69.6%
	室内の気温が快適であること	58.2%
	電気機器に感電・漏電の危険がないこと	56.5%
	救急箱が適切に整備されていること	55.6%
作業方法等	職場が清掃されていること	84.8%
	備品・道具が保管棚に整理されていること	76.3%
	書類が整理整頓されていること	66.9%
	鋭利な器具の収納が適切なこと	61.0%
	廃棄物の置場が整理されていること	58.7%
健康管理等	教職員が円滑に連絡を取り合っていること	57.0%
	安全衛生の教育が行われていること	54.8%
	健康教育が行われていること	54.8%
	健康管理記録が適切に保管されていること	54.2%
	感染症対策が徹底されていること	50.0%

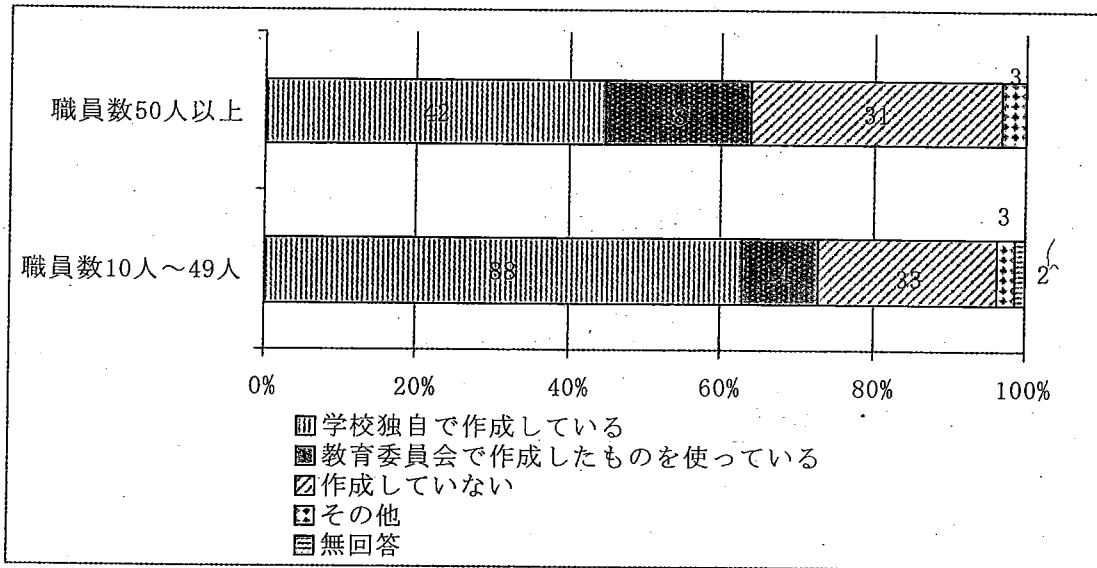
職場巡視の項目で実施割合の低いもの（回答率30%以下であったもの）

（回答した学校の割合（ウエイト加重後））

設備・作業環境等	ロッカー及び快適な休憩室があること	25.9%
	電線やケーブルが整理されていること	29.8%
作業方法等	作業面の高さを肘高に調節していること	13.6%
	重量物を持ち上げる手段があり姿勢が適切である	14.1%
	不自然な作業姿勢の者がいないこと	18.5%
	VDT作業の姿勢が適切であること	20.5%
	脚立や踏み台を適切に利用していること	25.2%
	よく使う物品が手の届く範囲にあること	29.5%
健康管理等	職場で体操が行われていること	7.0%
	職務が熟練度に応じて割り振られていること	22.4%
	健康保持増進活動が行われていること	24.6%
	昼食時以外に短い休息がとれていること	29.6%

(5) チェックリスト

チェックリストについては、多くの学校で独自に作成していると回答している。ただし、ここでいうチェックリストには、戸締りや火元確認等の安全点検の点検票も多く含まれていると考えられる。



(6) 職場巡視による改善点

職場巡視による改善点を自由記述式により回答してもらったところ、その回答は多岐にわたったが、主なものを抜粋すると下記のとおり

休養室が整理されておらず、休める状態ではなかったのを指摘してもらい、職員で清掃を行い、整備をした。	(県立高等学校)
印刷室と休憩室が同じだったので、職員の休憩室を確保した。	(市立中学校)
勤務時間調査を行い、勤務時間が長い職員には、学校医との健康相談と管理職の指導の結果、長時間勤務が改善しつつある。	(市立中学校)
非常扉の前に荷物があって緊急避難に支障が出るところを改善することができた。	(市立中学校等)
樹木に蜂の巣を見つけたので取り除いた。	(市立小学校等)
階段の手すりに一部危険と判断する箇所があり改修する。	(市立中学校)

(7) その他の職場巡視

学校において、安全衛生管理体制として定められたもの以外のものが職員の安全衛生を目的とした職場巡視（記録を取っているものに限った。）を行っているか尋ねたと

ころ、調査した1,139校のうち394校(34.6%)の学校で何らかの巡視を行っている」と回答した。その多くは、「校長・教頭」が行うと回答している。校長、教頭は日常的に校内を歩いているはずで、それを職場巡視ととらえるかどうかで回答が異なってくると思われるが、労働安全衛生法による安全衛生管理体制以外でも職員の安全衛生のための活動を行っているという実態は確認できた。

なお、「その他」の内容は「教職員全員」「日直の職員」等である。

その他の職場巡視を実施した		394校
内 訳 (複数回答可)	校長・教頭	303校
	学校保健委員会	79校
	教育委員会全体を統括する衛生委員会等	25校
	その他の者	168校
その他の職場巡視を実施していない		736校